

令和7年度 第4回米子市下水道事業運営審議会（議事概要）

- 1 開催日時 令和7年12月19日（金） 午後3時00分から午後5時00分
 2 場 所 米子市上下水道局 大会議室（3階）

3 出席者（敬称略・順不同）

【米子市下水道事業運営審議会委員】

深田委員、港委員、木村委員、先灘委員、鷺見委員、徳岡委員、長田委員（以上7名）
 （欠席者 青砥委員、生田委員、河本委員）

【事務局】

下関上下水道事業管理者、石田岳副局長兼給排水課長、湯崎副局長兼総務課長、林副局長兼営業課長、横木経営企画課長、見山水道施設課長、羽柴経営企画課財務担当補佐、富田営業課料金担当課長補佐、田中経営企画課財務担当課長補佐、伊藤下水道整備課管路維持担当課長補佐、松本下水道施設課施設維持担当課長補佐、白須総務課総務担当課長補佐、森井総務課係長

4 議事

〔議題1〕 第3回米子市下水道事業運営審議会の議事概要について

資料 R7-25 参照

第3回米子市下水道事業運営審議会の議事概要を確認した。

…質疑なし…

〔議題2〕 使用料の試算について

○シミュレーション

資料 R7-26、資料 R7-27 修正 参照

下水道使用料（一般汚水）を現行から15%改定した場合の試算として3つのシミュレーションを説明した。

- ・ケース1～3共通の条件として、使用料改定による収納率の低下及び節水意識の向上による収入額の減少は考慮していないこと並びに、令和6年度実績を基にした試算であることを説明。
- ・ケース1については、水量区分ごとの改定率がほぼ一定であること、少量使用者と大量使用者の改定率が抑えられていることを説明。
- ・ケース2については、50～90 m³の改定率が他のケースに比べて低いこと、大量使用者の改定率が他のケースに比べて高いこと、節水によって低層の水量区分に移りやすいことを説明。
- ・ケース3については、少量使用者の改定率が他のケースに比べて高いこと、幅広い使用者に負担を求めるため、節水等による使用水量の増減の影響を受けにくいことを説明。

…以下、質疑応答…

（委員）

資料 R7-27 修正の説明の部分を各ケースの特徴を詳しく解説してほしい。

（事務局）

資料 R7-26 従量使用料の表ケース 1 は、現行からの改定率が、ほぼ 15%近辺で統一されているため、どの水量区分でも同じような負担となる。

ケース 2 は、水量区分 17 m³~100 m³までの区分を現行の二つから四つに細分化した。2ヶ月当たり 40 m³の場合に現行の料金に比べて改定率が 19.38%となり、ボリュームゾーンのところに対して負担感が大きくなる。

その一方、50 m³~100 m³のところ、15%を切って、水量区分によって負担の不公平が生じる。17 m³~100 m³までの区分を細分化した関係で、節水傾向が進むと、下の従量料金のその単価の方に移行しやすいため、使用料収入にも影響を大きく受ける可能性がある。

ケース 3 は、従量料金を 1 m³~16 m³までの区分を新設することで、20 m³や 30 m³の少量使用者の方にとって負担感が大きくなる。一方で節水等の影響を受けにくく、幅広い層に対し使用料に応じた負担となる。

(委員)

上水道は、基本料金があるか。

(事務局)

上水道は基本料金がある。現行の下水道使用料の水量区分と同じ。仮にケース 3 になると、水道料金と水量区分とは異なってくる。

(委員)

基本水量が下水道使用料はゼロになるが、上水道使用料は 16 m³のままという理解でよいか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

ケース 1 かケース 3 が良いと思う。ケース 3 は、水を使った分だけ従量料金が変わってくる形で、平等な形だと思う。

まず基本料金というのは、基本水量までは料金が変わらないから、水道や下水道の接続を普及していく考え方がありスタートしたものだと思う。

現在、上下水道が普及した中で、基本水量がなく、使用したものについて料金がかかるという考え方が、一番平等。さらに従量料金は水量区分が下に移行していけば、料金も高くなるという逡増型を一律にするというのが一番公平な仕組みだと考える。ケース 3 が使用料に応じて料金を支払うという一番平等な形。現行と比べると、10 m³~20 m³の方の負担が約 20%アップするため不公平感があるようには見えるが、そもそもこのケース 3 の形が平等な気がする。ただ、上水道との兼ね合いや、少量利用者を考慮してみんなで負担するというのであれば、ケース 1 も良いと思う。

ケース 2 の水量区分を増やすというのは、一番平等という観点から離れる。基本水量があり、水量区分を増やすと要は多く水を使用する人の料金高くするのが逡増型、水を多く使用するところは汚水の水質がよくないという考えもあるが、使用量が多いので、料金も多く払うという考え方でないのでは。

一律に上げるか、基本水量をゼロにするかというケース 1 か 3 が良いと思う。正直決めきれない。こういった議論になるとケース 1 に収束していくイメージがある。

ケース 3 の基本料金ゼロになると、空き家を持っている人は料金の負担が増えない。そういった視点で見ると、ケース 3 は良い案。

(委員)

上水道と水量区分が変わることは、問題はないか。

(事務局)

以前下水道使用料において、水道料金等の水量区分が違う時代はあった。現行の基本料金は、水道料金と下水道使用料ともに 0 m³~16 m³は同じということで料金の把握がしやすい。

(委員)

下水道事業当局の考えは。

(事務局)

しっかり審議会で議論してもらうのが前提。前回令和 3 年 10 月に改定の際、説明がしやすいというのが非常に有難い部分であった。1ヶ所だけ改定率が違ったところがあると、その部分を説明していく必要がある。誘導するわけではないが、ケース 1 であれば説明対応がしやすいと思っている。

(委員)

ケース 1 の場合は、一律 15%上がるということでわかりやすい。ケース 3 になると「15%平均で上がりました」それから「区分を変更しました」という二つの変更点がある。その部分の説明の仕方で工夫が必要。資料 R7-26 の図の 8 で件数が多いのが、0 m³の使用者。使用料金が多いのが 40 m³~50 m³で、どちらを優先するか。困られている件数が多いという観点で考えると、ケース 3 が良いと思う。

(委員)

ケース 1 とケース 2 だと、水を使わない人の料金も増える。人口が減ってくる中で、基本料金が低いと安定した収入を得ることができるメリットがある。今後、米子市も人口減少となる中で、下水道の安定した収入を得ることができる。

(委員)

議論が難しいのは、どの立場で考えるかというところ。基本使用料が上がることは、安定した収入につながる。区分を変更するというのは、説明がしにくい。使用した分を払うという公平性の面では、ケース 3 が良い。ただ、少量使用者の方の負担感が大きくなるのが気になる。

(委員)

ケース 1 だと使用水量別使用料 10 m³のところは 3,212 円だがどういった計算になるか。

(委員)

料金表は税抜き、使用水量別使用料は税込み表示となっているのでは。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

現行の制度において著しく合理性を欠くことはないと考えてるので、現行に近いケース 1 が良いのでは。ケース 3 は 20~30 m³の部分の改定率が非常に大きい。合理的必要性も含めた部分に疑問を感じる。ケース 1 が非常にいい制度と考え、推薦したい。

9 月の新聞で出雲市が、2024 年度と 2025 年度に下水道料金を 18%上げる情報が出ていた。当局の方でこれを米子市のシミュレーションに当てはまる部分も含めた資料はあるか。

(事務局)

本日は準備してない。

(委員)

2024 年度 2025 年度で 18%、2 年続けてという数字が出ていた。類似都市としては、非常に参考になると思う。

[まとめ]

各委員の意見を集約すると今回に関しては、ケース 1 で進めていくということで良いか。

・・・異議なし・・・

○公衆浴場汚水及び温泉汚水

資料 R7-28、資料 R7-29、資料 R7-30 参照

下水道使用料（公衆浴場・温泉汚水）を現行と同じ完全従量制として、現行から 15%改定した場合の試算について説明した。

・公衆浴場は、公衆衛生や生活水準の維持のため、物価統制令によって入浴料金の上限額が定められていることを説明。

・温泉（水）は、本市の観光産業の基幹をなすものであり、政策的に一定の配慮が必要であることから用途別使用料制とし、処理経費の一部を公費負担（一般会計繰入金）していることを説明。

・公衆浴場、温泉汚水の現行の使用料体系が 1 m³当たりの使用料単価による完全従量制であること、完全従量制を維持したまま一般汚水の改定率と同じく現行から 15%改定した場合の試算として、1 m³当たりの使用料単価及び使用料収入見込み（令和 6 年度実績ベース）を説明。

・一般汚水、公衆浴場及び温泉汚水の下水道使用料を現行から 15%改定した場合、令和 9～11 年度の財政収支バランスが取れることを説明。

…以下、質疑応答…

(委員)

公衆浴場の入浴料の上限が決められていると思うが、15%の改定が適正かどうか気になる。皆生温泉、旅館は入浴料をある程度裁量をもって改定ができるが、公衆浴場の方はどうなのか、もう少し詳しく教えていただきたい。

(事務局)

公衆浴場と温泉汚水と同じ料金単価を設定している。一般汚水を同じく 15%改定をするとしたとき、公衆浴場と温泉汚水も増額の改定をする。公衆浴場は、鳥取県が統制額で入浴料金が抑制されている。また低廉な料金で公衆衛生の維持という公共的な目的がある。公衆浴場を運営されている事業者に対し、どのような影響が及ぶのかといったシミュレーションはしていない。

(事務局)

公衆浴場について補足する。米子市は、米子湯と日の出湯が現在経営されているが、非常に経営が厳しいというニュースを見聞きする。市民が使用する施設で公衆衛生に資するということで、市の支援をどこの資金で行うかという話になる。下水道使用料は、一般の使用料より低い単価に設定し支援している。また市の公衆衛生に係る部門から補助金が出ている。経営に関しては、補助金を十分活用してもらいたい。

(委員)

燃料費等が非常に高騰している中で、補助金があるから温泉汚水と同様に改定するというのは議論として強引に感じる。

(委員)

公衆浴場と温泉汚水の使用料単価を違う単価にすることはできるか。同じ単価でないといけないのか。

(事務局)

本日用意した資料は、一律公衆浴場と温泉汚水ともに 15%の改定の試算になる。温泉汚水と公衆浴場の公衆衛生という立ち位置に配慮した料金設定、シミュレーションをすることは可能。

但し、資料 R7-30 では、財政収支の取れる「現行通り 15%増額」を目標値に対して、一般污水、公衆浴場、温泉污水の 15%増額したとき数千円のプラスになる状況。黒字を維持した状態で、公衆浴場の料金単価の部分にどれだけ配慮ができるか再度シミュレーションして改めて提案をしたい。

(委員)

「温泉污水はどの使用量でどのくらいの料金なのか」と「公衆浴場がどのくらいのボリュームなのか」次回詳しく説明してほしい。

(事務局)

シミュレーションは次回提示させていただく。

検討事項として「公衆浴場、公衆衛生という政策を下水道料金で賄うべきなのか」「下水道使用者が負担して公衆浴場の経営を助けるべきなのか」といった考え方について議論いただきたい。公衆衛生の部分は、一般政策として「市が税金を投じて経営の支援をするべき問題なのか」それとも「下水道利用者だけがそれを負担すべきなのか」というところもある。当局は公営企業会計で、独立採算制であることから妥当性のある負担を各使用者にしていきたい。公衆衛生の部分は一般会計の中で対応すべきものではないかという考えを持っている。

(委員)

公衆浴場の件数は、3 件ぐらいと思っている。件数が 3 件程度で、他の下水道料金と同様にというのは非常に不合理に思う。先程の上下水道事業管理者の話も考慮しながら検討していただきたい。

○改定率について

資料 R7-31 参照

前回の審議会で 15%の値上げを前提とせず、条件的段階的な改定等について検討をして欲しい旨の意見があったことから、段階的な改定の試算について説明した。

現行の場合と令和 9 年度に 15%に改定した場合、令和 9 年度と令和 10 年度で段階的に 15%の改定を行った際の財源不足の比較表となっている。令和 11 年度までの単年度収支の赤字解消のみを考えるのであれば、少なくとも令和 9 年度は 8%の改定が必要になる試算となっている。その場合、令和 14 年度の欄を見ると、累積赤字が令和 9 年度に 15%改定した場合の 3 倍以上となってしまふ。そうなると、経営努力でそれを解消するのは、更に困難となる。それを踏まえて一度で改定するのか、段階的に改定するのか意見をいただきたい。

…以下、質疑応答…

(委員)

個人的には段階的に上げるより、一度に上げた方がいいと考える。資料 7-31 の一番下のシミュレーション、令和 9 年度に 15%増額し、6 年間で見ると令和 14 年度にマイナス 7, 100 万円になって終わる。前回の審議会で累計の利益剰余金が 10 億円ほどあるという話だった。利益剰余金の水準について、最低限 3 億円あればという見解だったので、7 億円減少してもまだ余裕がある。毎年赤字を出していくことは下水道事業経営としてよくない。7 億円減るまで料金改定をしないという話ではない。物価上昇や人口減少が見込まれる中、早い時期に高い改定をした方が将来世代の負担が軽くなるのではないか。今後、物価上昇や金利の上昇があり、今の推計より悪くなることも考えられるため、3 年後に料金改定の審議をすべきと思う。

(委員)

資料 R7-31 の表の考え方で、令和 12 年度改定がないものとして試算するとあるが、物価が年々上がっていくことは避けて通れない。令和 12 年度に再度見直しということはあると思う。

物価高騰への対応に苦慮している事業者や一般使用者に一度の負担とならない形での考えが良い。段階的に令和9年度に8%、令和10年度に7%の増額の割合が一番妥当ではないか。

(委員)

資料R7-31は15%の改定ありきで検討した表だと思う。行政の事務手続きは大変である。使用料の金額より使用料が上がったという印象の方が残りやすい。令和14年度に7,000万円赤字になったとしても繰越利益剰余金は3億円以上ある状況。この資料は、改定率15%にするために数字を調整して作成された資料であるため、この資料をもって改定していくというものにあてはまらないので、違う資料が必要。

(事務局)

この件に関して、この場で結論を出すことは難しいため、温泉汚水と公衆浴場の件と併せて次回に持ち越しとし、再考することとしたい。

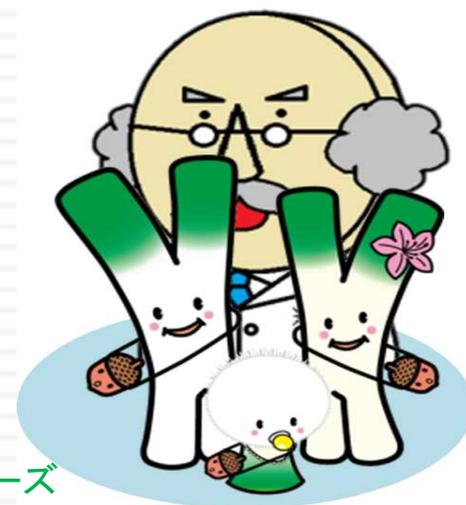
(委員)

その他資料を示すことは可能か。何かそれぞれのメリットとデメリットが検討できるような観点の資料を提示してほしい。

…以上、審査が終了…

1

下水道使用料(公衆浴場・温泉汚水)の試算



米子市の下水道キャラクター Dr.マンホールとヨネギーズ

使用料体系

2

- 公衆浴場・温泉污水について
公衆浴場・・・公衆衛生や生活水準の維持のため、物価統制令によって入浴料金の上限額が定められている。
温泉污水・・・米子市の観光産業の基幹をなすものであり、政策的に一定の配慮が必要であることから、用途別使用料制とし、処理経費の一部を公費負担(一般会計繰入金)している。
- 現行の使用料体系
1 m³あたり88円(税抜き)の使用料単価による完全従量制
(計算例) 100m³ 使用した場合
@88円 × 100m³ = 8,800円(税抜き)
8,800円 × 1.10 = 9,680円(税込み)



令和6年度の状況

3

令和6年度実績

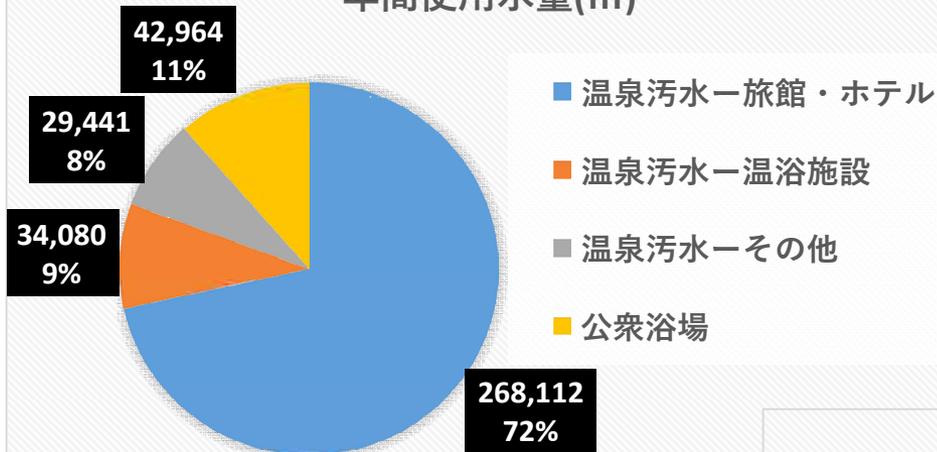
用途	施設区分	施設数	年間使用水量 (m^3)	年間使用料 (千円)
温泉汚水	旅館・ホテル	22	268,112	25,937
	温浴施設	1	34,080	3,299
	その他	13	29,441	2,790
公衆浴場	公衆浴場	3	42,964	4,159
	計	39	374,597	36,185



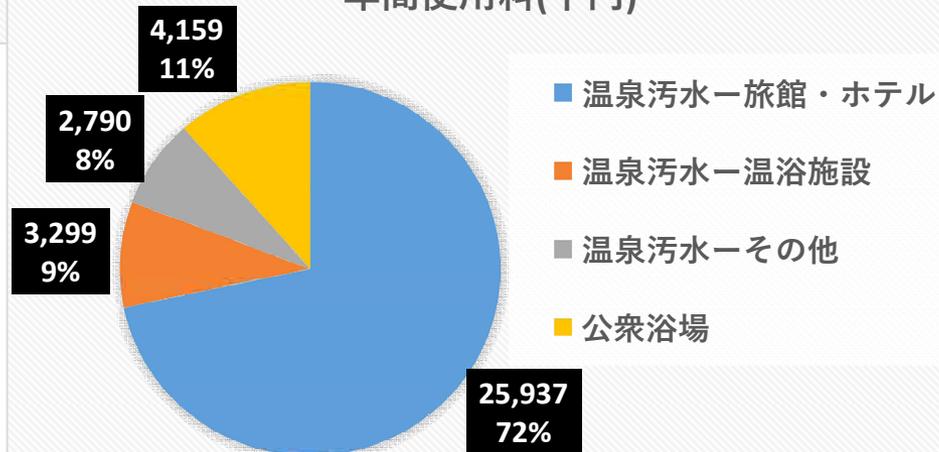
令和6年度の状況

4

年間使用水量(m³)



年間使用料(千円)



公衆浴場を取り巻く状況

5

□ 厚生労働省公式サイト

「公衆浴場業概要 2 経営の動向等」より一部抜粋

自家風呂の普及に伴う入浴者数の減少等による経営の悪化や後継者難による廃業、その有利な立地を利用したほかの事業への転換などにより、公衆浴場は年々減っており、浴室を有しない世帯の入浴の機会を確保することが課題となっている(総務省「平成20年住宅統計調査」によると、住宅の浴室保有率は95.5%)。

鳥取県内における住宅の浴室保有率・・・97.8%

(住宅全体に占める浴室のある住宅の割合)

(鳥取県公式サイト『総務省「平成20年住宅統計調査」結果の概要』より)



公衆浴場を取り巻く状況

6

鳥取県の公衆浴場入浴料金(統制額)の推移

区分	統制額 (1人につき)					
	大人 (12歳以上)	改定率	中人 (6歳以上 12歳未満)	改定率	小人 (6歳未満)	改定率
R7.5.1~	550円	22.22%	200円	33.33%	100円	25.00%
R3.4.1~ R7.4.30	450円	12.50%	150円	-	80円	-
H26.4.21~ R3.3.31	400円	14.29%	150円	25.00%	80円	33.33%
H18.1.1~ H26.4.20	350円	12.90%	120円	-	60円	-
H12.9.1~ H17.12.31	310円	-	120円	-	60円	-



公衆浴場を取り巻く状況

7

～令和3年1月26日開催・鳥取県生活衛生営業審議会議事録より～
鳥取県公衆浴場生活衛生同業組合理事長の発言を一部抜粋



「簡単に公衆浴場をとりまく環境と組合のことをご紹介させていただきます。

鳥取県公衆浴場組合は、いわゆる銭湯で、今回審議していただく物価統制令で決められた入浴料金で経営している公衆浴場の組合です。現在、組合員数が鳥取地区が3軒、米子地区3軒の計6軒です。ただし組合は任意加入なので、県内の銭湯が6軒ということではなくて、昭和30年代の組合設立時は80軒ぐらいありました。

家庭風呂の普及による利用者の減少、後継者不足などで、全国的にも銭湯は減少傾向にあります。一方、銭湯以外にも、大型スーパー銭湯や、自治体が運営する入浴施設、ホテル旅館等の浴場を利用した日帰り入浴など、入浴を楽しむ傾向は依然として偏在しております。銭湯の利用目的も単なる衛生確保に加えて、コミュニケーションの場でもあります。また当組合のうち4組合員が温泉を利用していることから、観光或いは娯楽として利用されております。また、日本独自の文化の継承という点で、湯治、ゆず湯や端午の節句の菖蒲湯を提供したり、市の小学生や保育園の体験入浴を行い、文化の継承にも力を入れております。

近年、台風、地震、洪水など、大型の自然災害が日本の各地で発生しておりますが、当組合は鳥取県と災害時の被災者に対する入浴支援の協定も結んでおります。(以下略)」

使用料単価の設定(例)

8

- 完全従量制という使用料体系を維持したまま
一般汚水の改定率と同じく、現行から15%アップした場合
1 m³あたり88円(税抜き) → 1 m³あたり101円(税抜き)
(13円の増)

(計算例) 100m³ 使用した場合

現行... @88円 × 100m³ = 8,800円(税抜き)

8,800円 × 1.10 = 9,680円(税込み)



15%アップ... @101円 × 100m³ = 10,100円(税抜き)

10,100円 × 1.10 = 11,110円(税込み)



使用料単価の試算：他市の場合

9

他市はどうしているの？



下水道マスコットキャラクター スイスイ

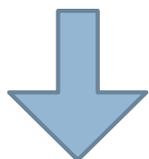
- 県内3市平均：128円／ m^3 （税抜き）
※鳥取市、倉吉市、境港市ともに完全従量制
- 出雲市・・・令和6年度から温泉汚水単価を廃止し、一般汚水と同じ使用料体系（基本使用料と従量使用料の併用）に移行
- 松江市・・・基本使用料と従量使用料の併用（一般汚水とは別の使用料体系）

参考
資料 R7-34

使用料の試算：(例)

10

- 令和6年度実績
 - 1 m³あたり88円(税抜き)
 - 使用料合計：32,895千円(税抜き)



- 公衆浴場・温泉汚水の使用料単価の組合せ別にR9～11年度における年間使用料収入見込みをシミュレーション(令和6年度実績ベース)

⇒⇒⇒

資料R7-35



下水道使用料（公衆浴場・温泉污水）__近隣自治体との比較

R7.6.11

R8.1.16 営業課調べ

市町村 区分	米子市	境港市	倉吉市	鳥取市	松江市	出雲市
温泉污水（料金単価設定）	88円/㎡（税抜き） 完全従量制	170円/㎡（税抜き） 完全従量制	125円/㎡（税抜き） 完全従量制	122円/㎡（税抜き）（特別污水） 完全従量制	基本料金800円（税抜き）+従量料金160円/㎡（税抜き）	R6.4.1～温泉污水単価の廃止（現在は一般污水のみ）
公衆浴場（料金単価設定）	同上	なし	59円/㎡（税抜き） 完全従量制	同上	基本料金800円（税抜き）+従量料金40円/㎡（税抜き）	なし
公衆浴場入浴料金の統制額		鳥取県 R7.5.1～	大人 550円 中人 200円 小人 100円		島根県 R5.5.1～	大人 430円 中人 160円 小人 90円

R9～11年度 年間使用料収入見込み(一般污水+公衆浴場・温泉污水)

- ① 財政収支の取れる「現行の15%増額」を目標値とする(資料R7-12の3ページ参照)。
 ② 一般污水は、令和6年度の使用料収入実績に対する令和9～11年度の使用料収入見込み(資料R7-18参照)の割合に、資料R7-26のケース1の使用料収入見込みを掛ける。
 ③ 公衆浴場・温泉污水は、下の①から③の使用料単価を用いて、使用者毎の令和6年度使用水量を掛けて得られた使用者毎の使用料収入見込みの合計とする。

① 公衆浴場: 現行単価据置(88円/m ³)	温泉污水: 現行単価の15%増(101円/m ³)
-------------------------------------	---------------------------------------

一般污水改定率(理論値) 15.00%
 基本料金 15 %増 従量料金 15 %増 (単位: 千円、税抜き)

年間使用料	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値①	2,710,810	2,701,885	2,683,834
一般污水②	2,673,078	2,664,152	2,646,101
公衆浴場・温泉污水③	37,276	37,276	37,276
差引き(②+③)-①	-456	-457	-457

② 公衆浴場: 現行単価の15%増(101円/m ³)	温泉污水: 現行単価の15%増(101円/m ³)
---	---------------------------------------

一般污水改定率(理論値) 15.00%
 基本料金 15 %増 従量料金 15 %増 (単位: 千円、税抜き)

年間使用料	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値①	2,710,810	2,701,885	2,683,834
一般污水②	2,673,078	2,664,152	2,646,101
公衆浴場・温泉污水③	37,834	37,834	37,834
差引き(②+③)-①	102	101	101

③ 公衆浴場: 現行単価の12.5%増(99円/m ³)	温泉污水: 現行単価の15%増(101円/m ³)
--	---------------------------------------

一般污水改定率(理論値) 15.00%
 基本料金 15 %増 従量料金 15 %増 (単位: 千円、税抜き)

年間使用料	令和9年度	令和10年度	令和11年度
目標値①	2,710,810	2,701,885	2,683,834
一般污水②	2,673,078	2,664,152	2,646,101
公衆浴場・温泉污水③	37,748	37,748	37,748
差引き(②+③)-①	16	15	15

1. 令和9年度から二段階で15%(令和9年度:8%)改定した場合

現行からの改定率 → R9: 8% R10～: 15%

(単位:千円)

		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
損益計算	収益的収入(収益) ①	5,715,841	5,497,408	5,848,003	5,992,783	6,009,143	5,941,601	6,077,023	6,237,861	6,372,856	6,587,413	6,588,263	6,606,035	6,629,469	6,678,108
	収益的支出(費用) ②	5,764,670	5,724,079	5,838,646	5,817,011	5,892,919	5,924,147	6,263,735	6,653,242	6,667,087	6,700,371	6,765,965	6,911,462	7,059,117	7,165,149
	純利益(損失) ③(①-②)	△ 48,829	△ 226,671	9,357	175,772	116,224	17,454	△ 186,712	△ 415,381	△ 294,231	△ 112,958	△ 177,702	△ 305,427	△ 429,648	△ 487,041
	繰越利益剰余金残額	1,299,257	1,072,586	1,081,943	1,257,715	1,373,939	1,391,393	1,204,681	789,300	495,069	382,111	204,409	△ 101,018	△ 530,666	△ 1,017,707

単年度赤字を解消する場合の改定率(3年ごとに見直した場合) … R12 : 16%

2. 令和9年度から15%改定した場合の試算

現行からの改定率 → R9～: 15%

(単位:千円)

		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
損益計算	収益的収入(収益) ①	5,715,841	5,497,408	6,013,009	5,992,783	6,009,143	5,941,601	6,077,023	6,237,861	6,372,856	6,587,413	6,588,263	6,606,035	6,629,469	6,678,108
	収益的支出(費用) ②	5,764,670	5,724,079	5,838,646	5,817,011	5,892,919	5,924,147	6,263,735	6,653,242	6,667,087	6,700,371	6,765,965	6,911,462	7,059,117	7,165,149
	純利益(損失) ③(①-②)	△ 48,829	△ 226,671	174,363	175,772	116,224	17,454	△ 186,712	△ 415,381	△ 294,231	△ 112,958	△ 177,702	△ 305,427	△ 429,648	△ 487,041
	繰越利益剰余金残額	1,299,257	1,072,586	1,246,949	1,422,721	1,538,945	1,556,399	1,369,687	954,306	660,075	547,117	369,415	63,988	△ 365,660	△ 852,701

二段階とした場合のメリット・デメリット

○ メリット

- ・ 使用者の負担軽減(20㎡使用した場合、240円/月の減)となる。

○ デメリット

- ・ 下水道事業会計としては、令和9年度が約1億6,500万円の減収となる。
- ・ 二段階とすることにより事務的経費(広報等)が増加する。

【今までの取組状況（令和3年度以降）】

支出の抑制

1 建設費・維持管理費等の適正

Table with 3 columns: Item description, Category, and Effect. Includes items like '生活排水対策方針の変更を決定', '維持管理費の抑制', '委託費の抑制', and '人件費の抑制'.

2 支払利息の削減

Table with 2 columns: Item description and Effect. Includes '企業債の利率を10年毎に見直すこと等により'.

収入の確保

1 使用料徴収率の向上対策

Table with 2 columns: Item description and Rate. Includes '上下一体となった徴収及び、水道停止基準の見直しによる徴収率の向上'.

2 財源の確保

Table with 2 columns: Item description and Effect. Includes '内浜処理場での消化ガス発電事業' and 'R5から一般会計繰入金'.

生活排水対策

水洗化率の向上対策

Table with 2 columns: Item description and Rate/Count. Includes '普及員を雇用し、年次的に水洗化率の向上を図っている' and '水洗便所改造資金融資の実施'.

その他

1 市民への情報提供

Table with 2 columns: Item description and Content. Includes '自由研究の支援', '米子市ホームページへの掲載', '「よなごの下水道」発行'.

2 効率的な事業運営等

Table with 2 columns: Item description and Content. Includes '工事発注の平準化を目的としたゼロ市債事業による工事実施'.

【今後の予定・方向性】

左記の取組項目を引き続き実施することに加え、更に下記の項目について実施・強化し、経営健全化に努める。

1 維持管理費等の適正化

- 上下水道会計システム、料金システムの広域化（県内 19 団体）
スケールメリットを生かした調達により、経費按分することで費用を削減
中央ポンプ場の人員を車尾庁舎に移転することで、事務所の維持管理費を削減
年間電気代 約 200 万円

2 経営の合理化

- 国庫補助金の確保
カーボンニュートラル事業計画を国に認可してもらい、効果的な財源確保を実施

- 米子浄化場（鳥取県西部広域行政管理組合所管のし尿処理施設）の内浜処理場への機能集約
汚水処理施設の再構築
前述した米子浄化場の内浜処理場への機能集約のほか、中央ポンプ場の機能についても
費用効果 -70,000 千円（年間維持費）
-3,000,000 千円（建設費）
※米子浄化場・中央Pの機能集約の総額

- 農集汚水処理施設の統廃合
農集の汚水処理施設を廃止し、公共下水道へ接続

3 経営体制の強化・確立

- 処理場維持管理に係る包括的民間委託の第2期開始
地元企業を中心とした維持管理体制を構築することにより、技術力・人員を確保
ウォーターPPPの導入検討
管路・処理場一体となった委託を検討。維持管理のみでなく施設の改築・更新も含める。
人口減少に伴い、技術者が少なくなっていくことに官民連携して対応するもの。
人員確保・技術力の継承

4 使用料徴収率の向上対策

- 水道料金とセットでの徴収を継続することで徴収率の向上を図る。
滞納状態を長期化させないような対応を今後も継続

5 水洗化率の向上対策

- 生活排水対策方針の見直しに伴う合併処理浄化槽の更なる普及促進
清掃・点検・水質検査のパッケージ化（一括契約）による費用低減
補助制度新設（維持管理補助）
弓浜地区に対して、保守点検で合格した世帯に補助金交付
公共下水道使用者との負担均衡を図る。
55,620 円 → 55,020 円

6 その他

- (1) 市民への情報提供の充実
出前授業の継続
R7年度は市内13小学校において、管路管理総合研究所の協力を受け、管路内の映像を見たり下水道に関するクイズや実験を通じ、下水道に関心を持ってもらうよう啓発した。
(2) 市民サービスの向上
申請窓口の一本化（R6年度～）
それに伴い、排水設備申請、特別使用申請、合併浄化槽設置整備事業補助申請等の下水道部関連の各種申請窓口も水道局庁舎にて一本
DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進
各種台帳の電子化、電子申請等により、市民や業者からの問い合わせにスムーズに対応できるよう体制の整備を進める。